1 指定訪問リハビリテーション運営規程

第1条　医療法人社団　ともいき会が開設する小牧内科クリニックが実施する指定訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　要介護状態または要支援状態にある者（以下『要介護者等』という。）に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　指定訪問リハビリテーションの従業者は、要支援者・要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において，理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

２　指定訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市長村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第４条　指定訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（１）　名称　　医療法人社団　ともいき会　小牧内科クリニック

（２）　所在地　岐阜市昭和町２丁目１１番地

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第５条　指定訪問リハビリテーションの従業者の職種、員数、及び職務内容、は次の通りとする。

医師　　常勤２名、非常勤２名

理学療法士　　非常勤７名

作業療法士　　非常勤０名

理学療法士・作業療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション，指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　指定訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

（1） 営 業 日：月曜日～金曜日

（2） 営業時間：午前13時00分～午後5時30分

（指定訪問リハビリテーションの内容）

第７条　指定訪問リハビリテーションの種類は次の通り。

① 訪問リハビリテーション費

② 介護予防訪問リハビリテーション費

③ サービス提供体制強化加算

指定訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

（通常の事業の実施範囲）

第８条　岐阜市，岐南町、笠松町、瑞穂市、北方町の区域。

注 実施範囲の交通費は保険給付で行い、別に利用者から徴収できない。

（利用料その他の費用の額）

第９条　指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

２　第８条に規定した通常の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。タクシー利用の場合は、その実費額とする。

・事業所から片道概ね　１０ｋｍ未満　　０円

・事業所から片道概ね　１０ｋｍ以上　５００円

３　交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

注 1）厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

2）指定リハビリテーションに伴う交通費は、文書による説明と押印は、必要ない。
設定額は、医療保険における交通費の支払と同じで良い。

（苦情処理）

第１０条　利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を保管し、

再発を防ぐ。

（その他運営に関する留意事項）

第１１条　従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（１）　採用時研修　採用後３ヶ月以内

（２）　継続研修　　年１回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者と雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団　ともいき会小牧内科クリニックが定めるものとする。

（附則）この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

（改定）平成１９年１１月　１日
平成２１年　４月　１日
平成２５年　５月　１日
平成２５年１２月　１日
平成２８年　６月　１日
平成２８年１１月　１日
平成２９年　１月　１日
令和　２年　４月　１日
令和　３年　４月　１日
令和　３年　６月　１日
令和　４年　４月　１日
令和　５年　２月　１日
令和　６年　８月　１日